寝屋川市住宅宿泊事業法施行条例・寝屋川市旅館業法施行条例　改正案

市住宅宿泊事業法施行条例

	現行	改正案
制限する区域・期間(営業可能日数)の見直し	用途地域(都市計画法第8条第1項第1号) 住居専用：平日不可（約120日） 住居・準住居：○（180日） 近隣商業・商業：○（180日） 準工業・工業：○（180日）	用途地域(都市計画法第8条第1項第1号) 住居専用：×（0日） 住居・準住居：×（0日） 近隣商業・商業：平日不可（約120日） 準工業・工業：×（0日）
	（凡例）○：制限なし　×：通年禁止　平日不可：日曜日の正午から金曜日の正午まで（祝日前日の正午から祝日の正午まで除く） 注1）用途地域には上記区分の他第一種、第二種等細区分あり　注2）家主居住型・家主不在型の区別は問いません	
事業の適正運営のために講ずべき措置の追加	（住宅宿泊事業の届出施設に係る近隣の住民に対する事業内容の事前説明　のみ）	・住民から苦情等があった場合の誠実な対応【追加】 ・夜間に敷地外から確認できる施設名を記載した看板設置【追加】 ・宿泊者が施設を利用している間、営業者又はその代理人、使用人その他の従事者が当該施設に常駐すること。【追加】

市旅館業法施行条例

	現行	改正案
簡易宿所営業の施設の構造設備基準の追加	（フロント、玄関帳場の設置は求めず)	・フロント、玄関帳場の設置【追加】 （宿泊者その他利用者の出入りを容易に確認でき直接面接できる場所に（ICTのみでの代替不可））
旅館業の衛生措置基準の追加	（営業者等の常駐は求めず)	・宿泊者が旅館業（下宿を除く）の施設を利用している間、営業者又はその代理人、使用人その他の従事者が当該施設に常駐すること。【追加】

【施行日等】令和9年4月1日施行を目指す。住宅宿泊事業に関する制限する区域・期間、旅館業に関する構造設備基準・衛生措置基準については許可・届出済み施設には、原則遡及適用せず。